

# 加藤学園高等学校におけるいじめ対応危機管理マニュアル

## 1 いじめ

### <通常の対応のポイント>

- いじめは絶対許さないという姿勢を、日頃から生徒に示す。
- 生徒会活動や学級活動を通じて、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- 担任は必要に応じて生徒との面談を実施し、緊密な情報交換により、いじめを早期に発見する。
- 担任は必要に応じて保護者に連絡をとり、生徒の様子・変化について把握する。
- 学年会議・いじめ対策会議・学年主任会議等で気になる生徒について報告し、対応について協議するとともに、共通理解を図る。
- 担任は生活面等で行動が気になる生徒については、学年主任、生徒指導部長、管理職に報告する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等へ相談し、対応を協議する。
- 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（文部科学省令和5年7月）を活用する。

### <対応の手順>

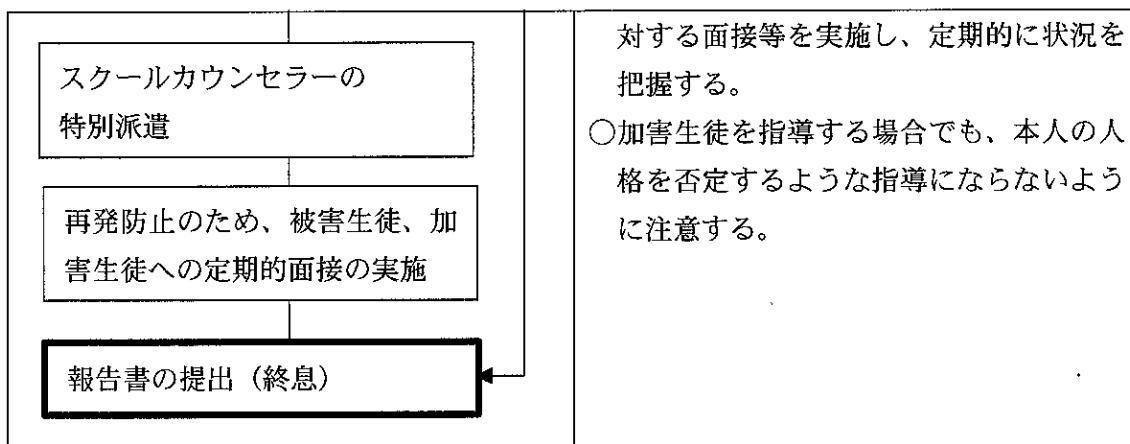
- 必要に応じて対策本部を設置し、担任等より該当生徒の状況を確認するとともに事実確認を指示する。
- 担任等は電話があった保護者に状況を詳しく聞く。また、聞き取った状況を生徒本人に確認する。特に加害者に関しては具体的な状況まで詳細に聞き取る（加害者への聞き取りを実施する際に漏れがないようにする。）
- クラス（学年）でのいじめアンケートを実施する。
- 加害生徒が特定できた場合は、聞き取り調査を実施する。
- 管理職、学年主任、担任は、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力を得ながら、被害生徒を守り、立ち直りを図る。また、学校全体でいじめをなくすという方向性で具体的対応策及び再発防止策を協議し決定する。
- 必要があれば、本部にスクールカウンセラーの特別派遣を行う。
- 被害生徒に定期的に状況の調査をする（長期的なサポート体制が必要）。
- 学校全体でいじめがないように対策を強化するとともに、定期的にいじめのチェックを実施し再発防止に努める。

### **<いじめ対策の基本認識>**

- ・いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図る。
- ・家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。
- ・生徒への対応は必ず保護者の了解を得たうえで行う。
- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることなどもあるので、時間かけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認を行う。
- ・保護者の思いをよく聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・生徒とその保護者に対しては、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合いながら進めていくことを伝える。
- ・定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多く持つ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。
- ・保護者や地域から、情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

<発生時の対応の流れ>

時間の流れ	対応方法
いじめアンケート等からの報告  生徒 A の保護者から、いじめの詳細を聞き取る。(注 1)	※覚知した情報が「生徒の生死に関わる(または恐れがある)場合」には緊急事態として、15分ルールで対応する。 ○事件の概要把握に努める(通報者名、該当生徒名、いつ、どこで、誰を他) ○調査に当たっては、生徒の人権を侵害するような言動がないように十分配慮する。
管理職へ報告  加害生徒等からの調査など、事実関係の確認(認知)	<p>【報告すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何が起きたか(概要)</li> <li>・誰が、誰に(人的・物的影響)</li> <li>・いつ(発生日時)、どこで(発生場所)</li> <li>・なぜ(原因)、どのように(対応状況)</li> </ul>
法人本部・県へ第1報  対策本部(対策委員会)を設置	○状況によっては、警察等の関係機関との連携を図る。 ●本部と協議しながら、必要であれば報道機関対応を準備する。 (注 1)
教職員への周知及び対応の指示  被害生徒、保護者への対応(フォロー)	○被害生徒の保護者が「内緒にしてほしい」という場合には、内緒にしてほしいという保護者の気持ちを尊重し、その保護者と解決するために必要なことをよく話し合い、保護者や生徒が納得したことについて学校及び教職員は動くようとする。なお、この場合でも教職員は状況を管理職に報告し、報告を受けた管理職は被害生徒をいじめから守るために組織的対応の手立てを考え、行動する。
加害生徒への指導、保護者への対応	○被害生徒との定期的な面談を実施する(態度の変化や遅刻欠席の状況等少しの変化にも気を配る。学校生活での居場所が確保できるように支援する)。
再発防止のため、一般生徒への指導  全校集会等の開催	○再発防止のため、被害生徒、加害生徒に
法人本部・県へ 随時報告	



<関係法令等>

- 学校教育法第35条（出席停止）
- 国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任）、第3条（賠償責任者）

<通知文>

- いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等の徹底について  
(令和5年7月)

## 【学校においていじめの被害者を見取るポイント】

### 1 登校時から始業時までの観察ポイント

- 他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
- いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
- 自分からあいさつしようとせず、友達からの挨拶や言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

### 2 授業・学級活動等の時間の観察ポイント

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の生徒がニヤニヤする。
- 教職員が褒めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがつたりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配布したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
- 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

### 3 休み時間の観察ポイント

- 仲のよかつたグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついていく。
- 遊びの中で笑いものにされたりからかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。

- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

#### 4 下校時の観察ポイント

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達の荷物を持たされている。靴や傘等がなくなる。

#### 5 その他

- 昼食時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
- 清掃時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。